

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

令和6（2024）年3月末現在で、全国で81,280人の税理士が登録を受け、また、5,002社の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）は、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています¹。また、税理士等に対しては、脱税相談やその信用又は品位を害する行為の禁止などの義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等のサポートを受け、適正に申告・納税することができ、また、帳簿の作成や決算などの会計業務についても依頼等するケースが多く、税理士等は税務申告や、その基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであるため、国税庁では、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。具体的には、次の(1)や(2)などがあります。

(1) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面（以下「添付書面」といいます。）を税理士等が申告書に添付することができるというものです。

添付書面が添付されている申告書を提出した納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないこととされています。

国税庁では、添付書面について、その記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、本制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人も税理士業務を行うことができます。

(2) e-Taxの利用拡大

～ 申告手続等の電子化の推進に向けた連携・協調 ～

e-Taxの利用拡大に当たっては、税理士等の果たす役割が極めて大きいことから、国税庁では、日本税理士会連合会と定期的にe-Taxに関する意見交換を行うほか、e-Taxの利用拡大に係る協力要請を行うなど、申告手続等の電子化の推進に向け、税理士会等と連携・協調を図っています。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士法違反行為等に関する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等に対して懲戒処分等した上で公表しています。税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しても告発を行うなど厳正に対処しています。

■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
件数	43件	22件	21件	13件	38件

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、**日本税理士会連合会**は、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会や税理士等に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。

